

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十五号

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県危機管理環境関係手数料条例

第一条中「危機管理関係」を「危機管理環境関係」に改める。

別表第一に次のように加える。

百五十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

百五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十三万円
ロ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十一万円
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十二万円
ロ その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可

百五十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千元	の申請に係る審査 十万円
百五十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円	
百六十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千元	
百六十一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千元	
百六十二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千元	
百六十三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千元	
百六十四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	八万千元	
百六十五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	七万三千元	
百六十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	十万円	
百六十七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	九万四千元	
百六十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万千元	
百六十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第二項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万二千元	
百七十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	八万千元	

収集運搬業の許可に対する審査

百七十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査

七万四千元

百七十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査

十万円

百七十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査

九万五千元

百七十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

七万二千元

百七十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

九万五千元

百七十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十五万円
ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円

百七十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十三万円
ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円

百七十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査

三万三千元

百七十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に

二万円

係る認定の更新の申請に対する審査

百八十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査

百八十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査

百八十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査

百八十三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査

百八十四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査

百八十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査

百八十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査

百九十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査

百九十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査

百九十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破碎業の許可の

六万八千円

六万八千円

四万円

五千円

四千元

四千元

三千元

五千元

四千元

七万八千円

七万円

八万四千元

七万七千円

更新の申請に対する審査

百九十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 六万七千円

百九十四 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査 三万九百円

百九十五 土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 二十四万円

百九十六 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 二十二万四千元

百九十七 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 二十二万二千元

百九十八 土壤汚染対策法第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項又は第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 十二万円

百九十九 土壤汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査 二万四千八百円

（徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正）

第二条 徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県未来創生文化関係手数料条例

第一条中「県民環境関係」を「未来創生文化関係」に改める。

別表第一中一の項から百九十七の項までを削り、百九十八の項を一の項とし、百九十九の項から二百五の項までを百九十七項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給 二千元

十 旅券法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 三百円

十一 旅券法第二十条第一項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補

五百円

別表第二中「百九十八の項及び百九十九の項」を「一の項及び二の項」に改める。

(徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正)

第三条 徳島県商工労働観光関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十五の項から三十七の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。